

大石田町国土強靱化地域計画（案）【概要版】

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されました。

国においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、山形県においても、平成28年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、強靱な県土づくりを推進しています。

本町においても、想定される大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、事前防災及び減災等に向けた施策を総合的・計画的に推進するための指針となる「大石田町国土強靱化地域計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、強靱化に係る各種計画等の指針となるものです。

基本的な考え方

1 大石田町における国土強靱化の理念

本町の強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとします。

2 目指すべき将来の地域の姿

「美しい自然と共生し、安心して暮らせる あたたかいまち」

3 基本目標

本町における強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定します。

- いかなる災害等が発生しようとも、
 - 人命の保護が最大限図られる。
 - 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
 - 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる。
 - 迅速な復旧・復興が進められる。

4 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する大規模自然災害等に備えた町の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

- ・適切な施策の組合せ
- ・効率的な施策の推進
- ・地域の特性に応じた施策の推進
- ・国及び県の強靱化への貢献

5 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

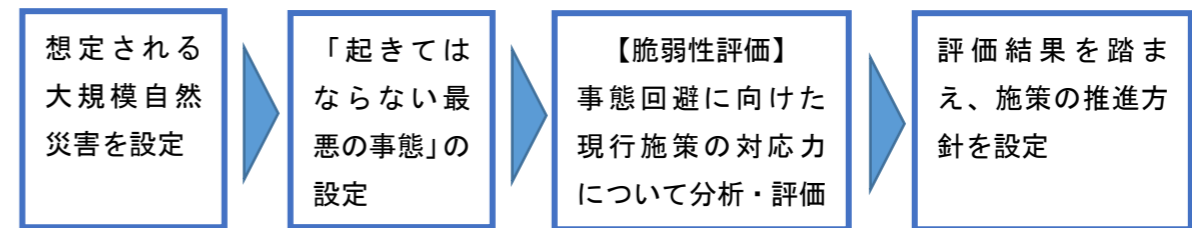
本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とします。

また、町外における大規模自然災害についても、国土及び県土の強靱化に貢献する観点から対象に含めるものとします。

脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価と施策検討を実施します。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や県計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性に応じて項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

3 評価の実施手順

設定した31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取組主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行いました。

強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理し、施策推進方針を取りまとめました。

計画の推進

1 計画の推進管理

計画の推進にあたっては、所管課を中心に国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていくこととします。

2 計画の見直し

本計画は、国の基本計画と整合を図るため、概ね5年毎に、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととします。

そのほか、施策の進捗状況や、国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、または国土強靱化に関する他の計画等の見直し時など、必要に応じて見直しや修正等を行います。

■リスクシナリオ毎の強靱化施策の推進方針

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		主な取組
1.大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1	地震等による建物・交通施設等の倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進 ○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○空き家対策の推進
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○被害発生危険度の高い地域に立地する公共施設対策の推進 ○不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・老朽化対策の促進 ○家具や事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進
	1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水	○防災ハザードマップの周知 ○タイムラインの運用 ○町所有排水ポンプの能力強化
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ○土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	○豪雪災害時の災害救助法適用 ○暴風雪時における的確な道路管理の推進 ○道路の防雪施設の整備
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化 ○防災教育・防災訓練の充実 ○災害時の要援護者支援の促進
2.大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備 ○災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備 ○食料等の備蓄
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○孤立危険性のある集落との通信手段の確保 ○孤立集落アクセスルートの確保
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○大規模災害時の消防力の確保 ○自衛隊・警察との連携強化
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○緊急車両に供給する燃料の確保 ○医療機関での非常時対応体制の維持
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○緊急輸送道路等の整備・確保 ○社会福祉施設等における食料等の備蓄体制 ○ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○防疫対策の推進
3.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○庁舎等の耐震化・維持管理等の推進 ○業務継続に必要な体制の整備 ○大規模災害時における広域連携の推進
4.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な通信機能は確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○災害時における行政機関相互の通信手段の確保 ○情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○災害情報伝達手段の確保 ○災害時における町民への情報伝達の強化 ○自主防災組織の育成強化
5.大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞	○企業の事業継続計画（BCP）の策定促進
	5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止	○道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進 ○農林道施設の耐震化・長寿命化対策の推進
	5-3	食料等の安定供給の停滞	○食料等の備蓄 ○食料生産基盤の整備
6.大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	○再生可能エネルギーの導入拡大
	6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止	○上水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進 ○農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○事業継続計画（BCP）策定・長寿命化対策等の推進 ○合併処理浄化槽への転換促進
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	○路線バス等地域公共交通の確保 ○治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進
7.制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池の耐震化・ハザードマップの周知 ○土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の拡散・流出防止対策の推進 ○危険物施設の耐震化の促進
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地・農業用施設等の保全管理の推進 ○治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進
	7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出	○放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進
	7-5	風評被害等による地域経済活動等への甚大な影響	○風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信
8.大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理計画の策定・運用
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態復旧が大幅に遅れる事態	○建設関係団体との連携強化 ○復旧・復興を担う人材の育成
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○被災者生活再建支援制度の拡充 ○地域コミュニティの維持 ○自主防災組織の育成強化
	8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○緊急輸送道路等の整備・確保 ○迅速な復興に資する地籍調査の推進